## 中小企業の皆さんへ

## 中小・小規模企業を全力をあげて応援します!

### 中小企業庁

#### 資金繰り支援に万全を期します!

- ●10月31日にスタートした緊急保証の枠を6兆円から20兆円にまで3倍以上に拡大しました。
  - ・対象業種は、全国の中小・小規模企業者260万企業をカバーする600超の業種に拡大しました。
  - ・この緊急保証制度は、信用保証協会の100%保証です。責任共有制度の適用はありません。
  - ・一般保証8千万円に加えて、別枠で8千万円(担保がある方は、一般保証2億円に加えて、別枠で2億円)までの保証を利用できます。
  - ※対象業種については、ホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp)でご確認ください。
- ●セーフティネット貸付は、業種を問わず利用可能です。この貸付の枠も3兆円から10兆円にまで 3倍以上に拡大します。
  - ・全業種の方が4億8千万円(中小企業の方)、4.8千万円(小規模企業の方)まで利用できます。
  - 特に業況の厳しい方に対する金利の引き下げも行う予定です。
  - ・特別貸付は、(株)日本政策金融公庫や沖縄振興開発金融公庫に加え、(株)商工組合中央金庫でも 行う予定です。

#### 中小・小規模企業への貸し渋り防止に全力で取り組みます!

- ●金融機関が、中小・小規模企業の実態を踏まえた融資を行い、また、責任共有制度を口実として融資を拒否することがないよう、10月28日に中小企業庁から金融庁に、金融機関への周知徹底を要請し、10月29日に、金融庁から金融関係団体への要請を行いました。
- ●中小・小規模企業の、将来における資金需要に応えることができる「予約保証制度」が、11月2 1日からスタートしました。
- ●金融機関がより柔軟に貸出条件の緩和に応じることができる環境整備のため、金融庁は、11月7日付で「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」等を改定しました。
- ●各地の経済産業局に「中小企業金融貸し渋り110番」を開設し、中小・小規模企業の皆さんからのご相談をうかがっています。
- ●中小企業庁と金融庁が連携して、中小・小規模企業から金融に関するご意見やお悩みを伺う会を全国で開催しています。

#### 生活対策における税制措置!

- ●中小・小規模企業の軽減税率の時限的引き下げなど税制措置を拡充し、資金繰りに苦しむ中小・小 規模企業を税制面から幅広く支援します。 ※平成21年度税制改正事項
  - ・法人税の軽減税率(現行は、年間の所得額800万円以下の部分に対して22%)に関し、中小・ 小規模企業の軽減税率を時限的に引き下げます。
  - 前年度が黒字で本年度が赤字の企業について、赤字を繰戻し、前年度の黒字と相殺することで、 前年度納付した法人税額を還付します。

#### 安全・安心な商店街づくりを応援します!

- ●防犯灯、防犯カメラ、AEDなどの商店街への設置を補助し、安心で快適な、にぎわいあふれる商 店街づくりを応援します。
- ●自治体による商店街活性化の取組を、財政面で支援します。

### 地域を担う中小・小規模企業を応援し、地域を元気にします!

- ●首都圏はじめ大都市圏やさらには海外市場への販路拡大支援や、独創的な商品(オンリーワン商品) を公共調達する仕組みづくりにより、中小・小規模企業の新事業展開を応援します
- ●中小・小規模企業の人材確保・育成のために行われる研修事業などを応援します。

#### 経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課

東北経済産業局 産業部中小企業課

Tel 011-709-1783 (直)

Tel 022-222-2425 (直)

関東経済産業局 産業部中小企業課/中小企業金融課

Tel 048-600-0334 (直) Tel 048-600-0425 (直)

中部経済産業局 産業部中小企業課

近畿経済産業局 産業部中小企業課

匝 052-951-2748 (直)

匝 06-6966-6024 (直)

中国経済産業局 産業部中小企業課

四国経済産業局 産業部中小企業課

匝 082-224-5661 (直)

匝 087-811-8529 (直)

九州経済産業局 産業部中小企業課

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

TEL 092-482-5448 (直)

匝 098-866-1755 (直)





# 中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します!

ー中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みますー

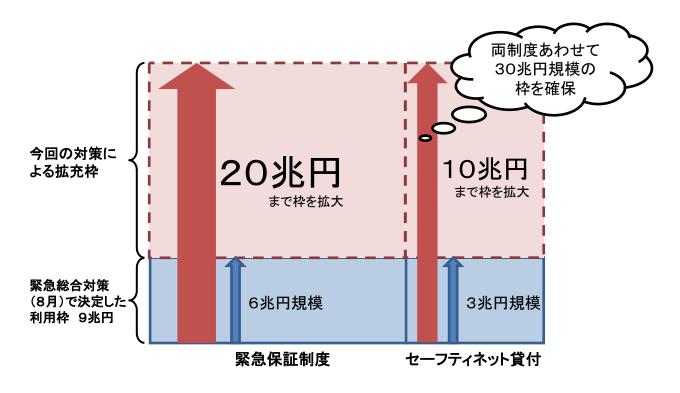






## <u>1. 中小・小規模企業の方々が資金繰りに不安がないよう</u> 30兆円規模の保証・融資枠を確保しました!

- ▶ 10月31日にスタートした緊急保証の枠を6兆円から 20兆円にまで3倍以上に拡大します。
- 対象業種を、全国の中小・小規模企業260万企業をカバーする 600超の業種に大幅に拡大しました。
- この緊急保証制度は、信用保証協会の100%保証です。責任共 有制度の適用はありません。
- 一般保証8,000万円に加えて、別枠で8,000万円(担保がある方は、 一般保証最大2億円に加えて、別枠で最大2億円)までの保証を 利用できます。
- ※対象業種については、ホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp)で確認できます。
- ▶ また、セーフティネット貸付は、業種を問わず利用可能 です。この貸付の枠も3兆円から10兆円にまで3倍以 上に拡大します。
  - 全業種の方が、最大で、4億8000万円(中小企業の方)、4800 万円(小規模企業の方)まで利用できます。
  - 特に業況の厳しい方に対する金利の引き下げも行う予定です。
  - 特別貸付は、(株)日本政策金融公庫や沖縄振興開発金融公庫に加え、(株)商工組合中央金庫でも行う予定です。



## 2. 金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない 取扱いを拡充しました!

資金繰りが大変だけど、 銀行は不良債権にな るからと言って、返済 条件の変更に応じてく れないんです・・・。

今後は、経営改善の見込 みがあれば、不良債権に はなりません! 金融機関とご相談下さい。



- ※ 条件緩和(返済条件の変更)とは…
  - ・金利の引下げ
  - ・金利・元本の支払い猶予
  - 返済期限の延長
  - ▪債権放棄

など借り手にとって有利となる取決めをすることです。



検査官 金融検太郎

## 改定前

#### 不良債権にならないためには・・・

- ・ 中小企業も大企業と同様、3年以内 に経営が健全化するような「経営改善 計画」が必要です。
- ・「計画」期間中、一定以上の金利を確 保する必要があります。

#### さらに・・・

- ・ 大企業と違って中小企業は、大部で精 緻な「計画」を作ることが困難です。
- ・ 中小企業は景気の影響を受けやすく、 「計画」どおり進捗しない場合も少なく ありません。

## 改定内容

## 中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。

- ・ 経営が健全化するまでの期間を大幅に 延長しました。(原則5年、進捗状況が良 好な場合10年まで)
- 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

#### さらに・・・

- ・「計画」を作っていない場合でも、今後 の経営改善の見通しがあれば、「計画」 がある場合と同じように取り扱います。
- ・「計画」の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、 「計画」どおりに進んでいる場合と同じよう に取り扱います。

## 3. 中小企業庁・金融庁は、金融機関に対し、中小企業へ の円滑な資金供給を繰り返し要請しています。

(金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、 抑制的な指導をすることはありません。)

## (お問い合わせ先)

## 緊急保証やセーフティネット貸付について

- まずはお近くの緊急相談窓口(※)にお尋ねください。
  - ※信用保証協会、日本政策金融公庫、商工会議所、商工会、経済産業局など全国約900ヵ所に 設けられています。以下のホームページにて御確認できます。

http://www.chusho.meti.go.ip/kinvu/kinkvuhoshou/madoguchi.htm

○ 経済産業局、中小企業庁に「中小企業金融貸し渋り110番」を設けて います。国に対する御質問・御意見があればお寄せください。

#### 【お問い合わせ先】

〇経済産業局

北海道経済産業局 産業部中小企業課

Tel 011-709-1783(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課

TEL 022-222-2425(直)

関東経済産業局 産業部中小企業課/中小企業金融課

Tel 048-600-0334(直) Tel 048-600-0425(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課

Tel 052-951-2748(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課

Tel 082-224-5661(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課

Tel 092-482-5448(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

Tel 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

Tel 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

Tel 098-866-1755(直)

- ○中小企業庁 金融課 [EL 03-3501-6280(直)
- 〇日本商工会議所・全国商工会連合会

もよりの商工会議所または商工会へお問合せください

**○中小企業基盤整備機構** 何でも相談ホットライン Tel 0570-009111

## 条件緩和債権の取扱いについて

金融庁 お問い合わせ先 【Tel 03-3506-6000(代表)】

金融庁 検査局 総務課 内線 2517、2595 金融庁 監督局 総務課 内線 3369、3308

○ 金融庁·財務省では、金融機関の融資等に関する大臣直通の情報 受付窓口として、金融円滑化「大臣目安箱」を設置しています。詳しくは以下のホームページを御覧下さい。

http://www.fsa.go.jp/meyasu/index.html

○ また、民間金融機関の融資等に関する情報は、金融庁「金融円滑化 ホットライン」でも受け付けています。

Tel: 03-5251-7755(受付時間: 平日10:00~16:00)

※寄せられた情報は、金融機関の検査・監督に当たり、貴重な情報として活用しています。 なお、金融機関との個別トラブルについての斡旋・仲介・調停、金融機関からの報告内容 のご説明等はできません。